

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.001

処 分 名	工事原因者に対する工事施行命令
処 分 の 概 要	河川管理者に、「河川を損傷した行為」、「河川を汚損した行為」に対する行為に対しての原因者施行を命ずる権限を付した根拠条文
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 18 条
処 分 基 準	処分の先例が無く、また、当面処分が見込まれないものであつて、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、処分基準を設定しません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■河川法 第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.002

処 分 名	工作物用途廃止後の原状回復命令
処 分 の 概 要	河川管理者に、許可工作物の用途を廃止した場合の原状回復を命ずる権限を付した根拠条文
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 31 条第 2 号
処 分 基 準	処分の先例が無く、また、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、処分基準を設定しません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■河川法 第三十一条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。 2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.003

処 分 名	工事費用の原因者への負担命令
処 分 の 概 要	河川管理者に、「河川を損傷した行為」、「河川を汚損した行為」に対する行為に対しての原因者負担を命ずる権限を付した根拠条文
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 67 条第 1 項
処 分 基 準	処分の先例が無く、また、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、処分基準を設定しません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■河川法 第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.004

処 分 名	付帯工事費用の原因者負担命令
処 分 の 概 要	付帯工事に係る費用を原因者に負担させることを記した条文
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 68 条第 2 号
処 分 基 準	処分の先例が無く、また、当面処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、処分基準を設定しません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■河川法 第六十八条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条第一項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第三十七条の二、第五十八条の十三、第九十五条及び第九十九条第二項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第五十九条、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。 2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.005

処 分 名	洪水時等における業務従事命令
処 分 の 概 要	河川管理者に、緊急の必要ある場合に物的及び人的の高揚負担を課する権限を付した根拠条文
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 22 条第 2 項 軽犯罪法（昭和 23 年 5 月 1 日号外法律第 39 号）第 1 条第 8 号
処 分 基 準	処分の先例が無く、また、当面処分が見込まれないものであつて、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、処分基準を設定しません。
設 定 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■河川法 第二十二条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。 2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。 ■軽犯罪法 第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。 八 風水害、地震、火事、交通事故、犯罪の発生その他の変事に際し、正当な理由がなく、現場に出入するについて公務員若しくはこれを援助する者の指示に従うことを拒み、又は公務員から援助を求められたのにいかかわらずこれに応じなかつた者